

書牘卷之二(五)

土蔵借用証文^証

覚^覚

第何大区^區何小区^區何町何番地内

一、土蔵 木戸前付 壱棟

右は^者此度拙者所持之米

積入之ため、借用いたし錠

鍵共受取申候所実正也、

借用中壱ヶ月謝金何円^圓

の約定^尔にて、毎月廿八日限、必

相納むへく^久候、後日のため証^証

書差入候也、

明治何年何月何日

借受人 何某

証人 何某

何某殿

※漢字は全て新字体に直したが、原文が旧字体に近い書体で書かれている場合は、右脇に旧字体を添えた。

※変体仮名は現行の平仮名に直した。なお、字母に当たる漢字を右脇に添えた。